

「個別の診療報酬明細書」の発行について

領収証の発行の際に診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。

発行を希望されない場合は、受付までお申し出下さい。

「医療情報取得加算」について

医療情報取得加算を算定しています。

「オンライン資格確認を導入している医療機関の外来において、患者の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用し質の高い診療を実施する体制を評価するもの」として位置づけられており、当院では以下の体制を有しています。

- ・オンライン資格確認を行う。
- ・受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行う。

「医療安全」について

安全な医療を提供するために、医療安全管理者が医療安全管理委員会と連携しより実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

「入院時食事療養/入院時生活療養（Ⅰ）」について

管理栄養士により管理された食事を適時適温にて提供しています。

（夕食については午後5時30分以降）

「生活習慣病管理料」について

状態に応じ、28日以上 of 長期の処方を行うこと、リフィル処方せんを発行すること

いずれの対応も可能です。

長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは症状に応じて担当医が判断致します。

「入退院支援加算」について

患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できる

ように、施設間（病院）の連携を推進し退院のご支援を実施しております。

「院内トリアージ実施料」について

院内トリアージを行っております。

症状に応じて、病気の緊急度を決定し、診療の優先順位付けを行います。

来院時の順番と前後することがございます。ご理解ご協力をお願い致します。

「一般処方名加算」について

厚生労働省ではジェネリック医薬品の使用促進を図るため、一般名処方を推進しています。

銘柄処方、使用できる医薬品が限定されますが、一般名 処方であれば、どのメーカーのジェネリック医薬品でも使用する事ができます。

一般名処方にすることは医薬品の供給が不安定な中にあっても、必要とする 患者様に安定的に医薬品を供給するための方策の一つと考えています。

「後発医薬品使用体制加算Ⅰ及び採用取組み」について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の採用に取り組んでいます。

※ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）と同様、厚生労働省に認められたお薬です。